

**第5回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

業務の適正を確保するための体制

当社は2023年7月13日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするために「コンプライアンス規程」を定め、リスク管理・コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンス遵守のための体制を構築する。
 - ②取締役は、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定・遵守し、当該規程等に準拠した職務執行を行い、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築する。
 - ③会社組織の自浄が円滑に行われることを目的として、「内部通報に関する規程」を制定し、内部通報制度は研修等を通じて役職員に周知徹底し、適正に運用する。
 - ④複数の社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務執行を監視する体制を構築する。
 - ⑤業務執行部門から独立した内部監査人を配置し、業務執行が法令、定款及び規程等に適合しているか否か監査する体制を構築する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき定めた期間保存する。
 - ②「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については法令及び「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理する。

- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ①損失の危険に対して、影響度の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危機を最小限にすべく組織的な対応を行うリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに適切に対応する体制を構築する。
 - ②当社に関連する全ての関係者からの異議申し立て、苦情及び紛争に対する対応について定めた「クレーム管理規程」を制定し、組織的かつ一貫性のある対応を行うための体制を構築する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、取締役会での協議をより円滑にするために経営会議を月1回行う。
 - ②将来のあるべき姿及び目標を定めるため、「中期経営計画」を作成し、計画の進捗状況をモニタリングする。経営環境の変化に応じて「中期経営計画」を必要に応じて見直すことで効率的な業務執行を図る。
 - ③「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- (5) 財務報告の信頼性を確保する体制
- ①財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用を図り、有効性評価及び改善等を行う。
 - ②当社の各部門は、自らの業務遂行にあたり、業務分掌による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役は、その職務を補助するために使用人が必要な場合、取締役又は取締役会にその確保を求め、確保された使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ②補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の同意を得ることとし、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等については、取締役と協議し、補助使用人の独立性を確保する体制を構築する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
 - ②取締役又は使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を報告する体制を構築する。
 - ③当社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことを「内部通報に関する規程」において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。
- (8) 監査役 of 職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
- ①監査役会がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ②監査役会が、独自に外部専門家を監査役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
 - ②監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求められることができる。
 - ③当社の取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて速やかに報告し、監査に対応する。
 - ④取締役は、監査役が監査法人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 法令遵守及びリスク管理体制

当社は、法令遵守体制の構築を目的として、「コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内規則等の遵守、浸透を図っております。また、当社に関連する各種リスクにつきましては、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、取締役会の直属にあり、取締役及び監査役並びに執行役員で構成されております。法令及び社内規程の遵守、リスクの顕在化の防止及び損失の最小化を目的に四半期に1回開催し、重要事項を審議しております。

(2) 取締役会による監督

取締役会は、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営全般及び業績の進捗状況の報告、経営の重要な意思決定を行っております。

(3) 社外役員の状況

社外取締役は、それぞれの分野での豊富な知識・高い見識を活かし、取締役会及びその業務執行に対しての監督、及び監査法人、監査役会、経理部門との連携を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される監査役会及び取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査人の内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等を監査し、必要に応じてそれぞれと連携を取り、業務の適正化を図っております。

(4) 情報の保存及び管理

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、定められた期間において適正に保存、管理するとともに、取締役及び監査役はいつでも閲覧可能な状態に置いております。

(5) 職務執行の効率性確保

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の専決事項を除く取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲しております。なかでも経営上の重要事項については、原則月1回開催する、執行役員で構成し、業務執行取締役及び常勤監査役も出席する経営会議における議論・検討を経て決定することにより、意思決定の適正性を担保しつつ、機動的な意思決定を行い、職務執行の効率性を確保しております。

(6) 財務報告の信頼性等の確保

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき、内部統制の整備及び評価に関する年度計画を策定のうえ、会計監査人と連携を図りながら独立した立場から内部監査室が整備及び運用状況の評価を実施し、代表取締役社長が、その有効性を取締役会に報告しております。

(7) 監査役監査体制

当社における監査役監査は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は、監査役会において決定した監査方針、監査役監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務及び各業務執行部門の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことにより、取締役の業務執行と会社経営の適法性を監査しております。

また、代表取締役社長との面談、取締役・執行役員等とのコミュニケーション、取締役会、経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等への出席、その他重要な会議体の議事録の確認、稟議書類等の閲覧、内部監査人及び会計監査人からの監査実施状況・結果の報告の確認等を行っております。

(8) 内部監査体制

当社における内部監査は、業務執行から独立した内部監査人を1名設置し、「内部監査規程」に従い、内部監査を実施しております。具体的には、代表取締役社長の承認を得た年間の内部監査計画に基づき、社内ルールをはじめとする内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理及びコンプライアンス体制の整備・運用状況を監査しております。また、内部監査の結果に基づく改善指示書を被監査部門に提示し、その改善状況を確認しており、当該状況を代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は必要に応じて経営会議に報告しております。

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで
(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	50,000	1,169,000	1,419,000	2,588,000	272,040	272,040	2,910,040
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	26,790	26,790		26,790			53,580
当 期 純 利 益					305,136	305,136	305,136
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	26,790	26,790	—	26,790	305,136	305,136	358,717
当 期 末 残 高	76,790	1,195,790	1,419,000	2,614,790	577,176	577,176	3,268,757

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,223	1,223	2,911,264
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			53,580
当 期 純 利 益			305,136
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,182	1,182	1,182
当 期 変 動 額 合 計	1,182	1,182	359,899
当 期 末 残 高	2,406	2,406	3,271,163

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～38年

賃貸資産 2年

工具、器具及び備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリースについては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主要な収益に関する主な履行義務の内容及び当該義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① メンテナンス受託サービス

顧客と締結したメンテナンス契約に基づく請負作業及び車両メンテナンス機会の提供を履行義務として識別しております。請負作業について、当該履行義務は請負作業の完了時点で履行義務を充足すると考えられるため、請負作業完了の一時点で収益を認識しております。車両メンテナンス機会の提供について、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

② BPOサービス

顧客と個々に締結した請負契約に基づいて実施しなければならない請負作業を履行義務として識別しております。当該履行義務は請負作業の完了をもって履行義務を充足すると考えられるため、請負作業完了の一時点を認識しております。

③ 商品販売

顧客から受注した商品の販売を履行義務として識別しております。当該履行義務は商品の引き渡しをもって履行義務を充足すると考えられるため、商品の引き渡し時の一時点で収益を認識しております。

5. のれん及び顧客関連資産の償却方法及び償却期間

のれん及び顧客関連資産の償却については、原則として投資の実態に合わせ20年以内の投資回収見込年数で均等償却を行っております。

II. 重要な会計上の見積り

1. のれん及び顧客関連資産

(1) 科目名および当事業年度計上額

(単位：千円)

科目	当事業年度
のれん	1,592,879
顧客関連資産	2,912,500

当事業年度末におけるのれんには、過去の企業結合により取得したものが含まれており、その取得金額は、対象会社の超過収益力を期待して決定したものであります。当事業年度末における顧客関連資産には、過去の企業結合により取得したものが含まれており、その取得金額は、対象会社の既存顧客との取引が継続する期間において享受できる超過収益のキャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより算定しております。

のれん及び顧客関連資産に係る評価の検討は、超過収益力が将来にわたって発現するかに着目して行っております。当社の事業計画については管理台数の状況等について一定の仮定を置いて策定しており、当該事業計画に沿って利益や管理台数を毎月モニタリングしております。

将来、事業内容の変化や経営環境の著しい悪化により設定された事業計画の達成が危ぶまれる状況となった場合には、前述の仮定について当初見積りの変更を迫られることで減損損失を計上する可能性があり、翌事業年度の計算書類におけるのれん及び顧客関連資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 297,929千円

IV. 損益計算書に関する注記

「顧客との契約から生じる収益」は、個別注記表の収益認識に関する注記、1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 5,332,100株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会決議	普通株式	繰越利益剰余金	79,781	15.0	2024年3月31日	2024年6月13日

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	27,037千円
退職給付引当金	46,749千円
契約負債	52,024千円
その他	27,258千円
繰延税金資産合計	<u>153,070千円</u>

繰延税金負債

顧客関連資産	1,001,608千円
見積原価	42,374千円
その他	1,252千円
繰延税金負債合計	<u>1,045,235千円</u>

繰延税金負債の純額 892,164千円

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、主に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「与信管理規程」に基づき、営業債権について、営業推進部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、投資対象については主に上場企業の株式であり、定期的に（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の状況に関する事項

2024年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) リース債権及びリース投資資産	180,121	177,183	△2,937
(2) 投資有価証券 (*5)	8,611	8,611	－
資産計	188,732	185,795	△2,937
(1) 長期借入金 (*3)	1,534,678	1,515,156	△19,521
(2) リース債務 (*4)	20,171	19,979	△192
負債計	1,554,849	1,535,135	△19,713

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 「1年以内返済予定の長期借入金」を含めております。

(*4) 1年以内返済予定のリース債務を含めております。

(*5) 以下の市場価格のない株式等は「(2) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	6,000

(注) 1 金銭債権の当期決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,026,938	—	—	—
売掛金及び契約資産	2,700,179	—	—	—
リース債権及びリース投資資産	53,101	126,876	143	—
合計	3,780,219	126,876	143	—

(注) 2 長期借入金及びリース債務の当期決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	307,658	305,992	870,992	19,992	18,326	11,718
リース債務	15,808	1,394	1,138	952	877	—
合計	323,466	307,386	872,130	20,944	19,203	11,718

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	8,611	－	－	8,611
合計	8,611	－	－	8,611

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権及びリース投資資産	－	177,183	－	177,183
資産計	－	177,183	－	177,183
長期借入金	－	1,515,156	－	1,515,156
リース債務	－	19,979	－	19,979
負債計	－	1,535,135	－	1,535,135

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式については、相場価格を用いております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、契約ごとの見積キャッシュ・フローを同様の新規取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。リース債権及びリース投資資産はその時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金（1年以内返済予定を含む）については、新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。長期借入金（1年以内返済予定を含む）はその時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年以内返済予定を含む）

リース債務（1年以内返済予定を含む）については、元利金の合計金額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。リース債務はその時価をレベル2に分類しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	613円49銭
1株当たり当期純利益	57円66銭

(注) 当社は2023年8月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
メンテナンス受託	6,272,739
手数料収入	768,011
車両販売	522,249
その他	7,943
顧客との契約から生じる収益	7,570,944
その他の収益 (注)	101,535
外部顧客への売上高	7,672,480

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号2007年3月30日)に基づく収益等で、「顧客との契約から生じる収益」と区分して記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,814,075
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,553,933
契約資産（期首残高）	1,057,336
契約資産（期末残高）	1,140,082
契約負債（期首残高）	1,078,522
契約負債（期末残高）	1,144,350

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2024年3月31日現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,144,350千円であります。当社は残存履行義務について、履行義務の充足に連れて、今後1年から8年の間で収益を認識することを見込んでおります。